

令和2年4月20日

保護者の皆さんへ

京都府立鳥羽高等学校
校長 川口 浩文

臨時休業に伴う教職員の在宅勤務について

このたび国の緊急事態宣言の発出に伴う知事からの要請に基づき、府内全ての府立学校を臨時休業とすることとなりました。

このような状況において、感染拡大防止のため、人ととの接触ができるだけ避ける必要があること、また万が一教職員の中から感染者が出た場合にあっても、学校の教育活動を維持する必要があることから、臨時休業期間に合わせ5月6日(水)までの期間において、教職員の在宅勤務を実施いたします。

本校におきましては、教職員を三つのグループに分け、交代で勤務することにより、7割程度の教職員の勤務を削減します。このため、学校に御連絡いただいた折、担当の教職員が在宅勤務中の場合があり、その場で応対ができないことがございますが、出勤している教職員が用件をうかがい、必要に応じて担当の教職員と相談の上、折り返し連絡させていただきますので、御理解願います。

また、休業期間中には原則として登校日を設定しませんが、希望する生徒の皆さんが、課題に係る質問や相談等のため登校できる登校可能日を設定することとしています。登校を希望する場合は、生徒本人より事前に電話をしてもらい、登校日時等の調整をいたします。その場合、在宅勤務の関係で調整に少し時間がかかるたり、登校の日を別日に設定したりすることが生じるかもしれません、御理解くださいますようお願いします。

緊急事態宣言が発出される中、本校生徒の感染拡大防止と学習保障の両立に努めてまいりますので、御理解・御協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。